

○参考2 各種資格取得について

1 学校図書館司書教諭

(1) 学校図書館司書教諭について

学校図書館司書教諭は、学校図書館法第5条第1項の規定に基づき、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、学校に置かれるものです。

(2) 学校図書館司書教諭資格取得に要する科目について

学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、下記の表に記載する5科目10単位を修得してください。

文部科学省令で定める科目	単位数	左の科目に該当する本学部の授業科目	単位数	履修年次
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	3～
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	4
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	3～
読書と豊かな人間性	2	読書と人間形成	2	4
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2	4

(3) 履修について

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校、若しくは特別支援学校の教諭の免許状を取得見込みの者です。

(4) 資格取得までの流れ

4年次の1月

○申請書類提出

卒業後10月頃

○「学校図書館司書教諭講習修了者名簿」に登録されます。

（実際に講習に参加する必要はありません。）

卒業後1年目の3月末～

○各申請者に修了証書を送付（この時点で資格取得になります。）

4月初め頃

2 「社会教育主事補」任用資格

(1) 社会教育主事・社会教育主事補の職務

社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担います。また、社会教育主事補は、社会教育主事の職務を補助する役割を担います。

(2) 社会教育主事の資格

大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得し、1年以上社会教育主事補等の職にあれば、社会教育主事となる資格を有します。

(3) 「社会教育主事補」任用資格取得に要する科目について

下記の表により合計24単位を修得してください。①②③については、それぞれ2科目以上4単位修得してください。

文部科学省令で定める科目	単位数	左の科目に該当する本学部の授業科目	
①生涯学習概論	4	生涯学習社会論，教育の制度と社会	
②社会教育計画	4	生涯教育計画論，教育法制論	
③社会教育演習・実習・課題研究	4	社会教育学演習，フィールド・チャレンジA，フィールド・チャレンジB，野外活動の理論と実際A（山の体験学習），野外活動の理論と実際B（海の体験学習）	
④社会教育特講	12 （ⅠⅡⅢにわたって）	社会教育特講Ⅰ （現代社会と社会教育）	学校と教育の歴史，教育社会学，体育社会学，家庭支援論，発達心理学B，国際理解教育概説
		社会教育特講Ⅱ （社会教育活動・事業・施設）	教育の方法と技術，教育相談論A，教育相談論B ^注 ，社会調査，体育経営管理学，教育経営学，読書と人間形成，情報メディアの活用
		社会教育特講Ⅲ （その他必要な科目）	現代の家族，青少年と情報社会，美術鑑賞，人権・同和教育，ESDの理論と実践，社会福祉，教育臨床心理学
合 計	24		

注 教育学部学生は、教育相談論Bの履修不可。